第１号様式（第３条第１項）

**「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書**

　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　宛

　　　　　　　　　　　　　　　＜申込者＞

　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者名）

「スポーツ応援ロゴマーク」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象物品又はサービス |  |
| 使用目的 |  |
| 使用方法 | ※種類・名称・規格等を記入 |
| スポーツ振興を応援するための取組 |  |
| 使用期間 | 　年　月　日～　年　月　日 |
| 使用場所 |  |
| 製造個数 |  |

＜連絡先＞

担当者名・電話番号

＜添付書類＞

1. 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
2. 申込者の概要がわかる書面
3. その他

　次の１（１）から（７）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の２（１）から（７）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者名）

１　（１）千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになる

　　　　　おそれのあるとき。

 　（２）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（３）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであ

るとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与え

るおそれのあるとき。

（４）「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用しないおそれ

　　　　　のあるとき。

（５）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（６）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。

（７）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用につい

て不適当と認めるとき。

２　（１）許諾された内容により使用すること。

（２）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

 　（３）「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。

（４）原則として物品には「スポーツ応援チーバくん」と標記を付すること。

（５）原則として物品には許諾番号を付すること。

（６）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではな

いと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

（７）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、

完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真

若しくは電子データをもって代えることができる。